

**介護保険の認定結果が非該当(自立)の方や
要介護認定を受けていない方が利用できる一般施策サービス一覧**

サービス名	対象者	利用料金	内容等	利用料免除
配食サービス(P,44)	65歳以上のひとりぐらし及び高齢者世帯等で心身の状況から炊事や買物が困難な方	1食 500円	昼食・夕食をお届けし、安否の確認を行います。状況により配食数は異なります。	—
緊急通報システム(P,55)	次のいずれかに該当される方 ①75歳以上のひとりぐらしの方 ②65歳以上のひとりぐらし及び高齢者世帯で、心疾患等のため、日常生活を営むうえで常時注意を要する方(日中高齢者のみとなる世帯の方も相談に応じます)	無料	緊急時にペンダント型の無線発報器の緊急ボタンを押すことにより、救急車による援助を得ることができます。 ※電気・電話料金は、ご負担いただきます。	—
認知症徘徊高齢者探知システム(P,56)	認知症の診断があり、徘徊の症状が顕著に見られる65歳以上の方と同居又は近隣に居住し介護されている方	無料	徘徊のある方に探知機を所持させて、徘徊者の位置を特定します。	—
特殊詐欺撃退「自動通話録音機」(P,56)	市内の65歳以上が居住する世帯(1世帯につき1台)	無料	振り込み詐欺などの犯人からの電話を受けない対策として、設置電話機の呼び出し音が鳴る前に、自動で警告メッセージを流します。 ※電気料金(年間約300円)はご負担いただきます。	—
おむつ代の助成(P,57)	65歳以上で入院中におむつを使用している方(介護療養型病床等介護保険適用施設入所者及び生活保護受給世帯を除く)	—	月額10,000円を限度として助成します。※請求手続き前に必ず、新規申請が必要です。既に入院中の方は申請月から1か月前までさかのぼれます。	—
日常生活用具の給付(P,61)	65歳以上で日常生活用具の給付により利便が図られる方	1割 (T字杖を除く)	シルバーカー 腰掛便座・スロープ・入浴補助用具・歩行支援用具(非該当認定の方) T字杖(無料)	生活保護・市民税非課税世帯等に属する方
特殊寝台のレンタル(P,61)	65歳以上で介護保険法に基づく特殊寝台の給付を受けることができない方のうち、特殊寝台の利用が必要と認められる方	月700円	特殊寝台を貸与します。	—
住宅改修費の助成(P,65)	※この制度の利用をご検討の方は、必ず、事前に各地区の包括支援センターへご相談ください。 住宅改修をしなければ、在宅生活が著しく困難だと認められ、住宅の改修により、在宅生活を維持することができる65歳以上の方	1割 (限度額あり)	○予防的改修 手すりの取り付け、段差の解消等、介護保険制度の住宅改修と同一の内容で改修の際の費用を助成します。 ○設備改修 浴槽の取替え、流し・洗面台の取替え	生活保護・市民税非課税世帯等に属する方
家具転倒防止器具等取付(P,66)	65歳以上のひとりぐらし及び65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方	無料	タンス、食器棚、本棚等の家具を家屋の柱、壁等に固定します。(器具と取付け補助材は実費)	—

介護保険の認定結果が要支援1・2、要介護1～5の方が利用できる一般施策サービス一覧

サービス名	対象者	利用料金	内容等	利用料免除
配食サービス(P,44)	65歳以上のひとりぐらし及び高齢者世帯等で、心身の状況から炊事や買物が困難な方	1食 500円	昼食・夕食をお届けし、安否の確認を行います。状況により配食数は異なります。	—
通所入浴(P,44)	65歳以上の要支援・要介護の認定を受けた方で、通所介護及び通所リハビリテーションに通所しての入浴が困難な方及び通所リハビリテーションを受けている施設に入浴設備がない方	1回 500円	各施設に通所(送迎付)して、機械浴槽等を使って入浴します。(週1回を限度)	—
緊急通報システム(P,55)	次のいずれかに該当される方 ①75歳以上のひとりぐらしの方 ②65歳以上のひとりぐらし及び高齢者世帯で、心疾患等のため、日常生活を営むうえで常時注意を要する方(日中高齢者のみとなる世帯の方も相談に応じます)	無料	緊急時にペンダント型の無線発報器の緊急ボタンを押すことにより、救急車による援助を得ることができます。 ※電気・電話料金は、ご負担いただきます。	—
認知症徘徊高齢者探知システム(P,56)	認知症の診断があり、徘徊の症状が顕著に見られる65歳以上の方と同居又は近隣に居住し介護されている方	無料	徘徊のある方に探知機を所持させて、徘徊者の位置を特定します。	—
特殊詐欺撃退「自動通話録音機」(P,56)	市内の65歳以上が居住する世帯(1世帯につき1台)	無料	振り込め詐欺などの犯人からの電話を受けない対策として、設置電話機の呼び出し音が鳴る前に、自動で警告メッセージを流します。 ※電気料金(年間約300円)はご負担いただきます。	—
おむつ代の助成(P,57)	65歳以上で入院中におむつを使用している方(介護療養型病床等介護保険適用施設入所者及び生活保護受給世帯を除く)	—	月額10,000円を限度として助成します。 ※請求手続き前に必ず、新規申請が必要です。既に入院中の方は申請月から1か月前までさかのぼれます。	—
紙おむつの給付(P,58)	市内在住で「要支援2」以上の認定を受け、常時おむつを使用している方(要支援2～要介護2の方は医師の意見書が必要)	無料	紙おむつは、白十字・クレシアの組み合わせ表の中からお選びください。※申請(意見書が必要な場合は、意見書受理後)の翌月から給付を開始します。	—
日常生活用具の給付(P,61)	65歳以上で日常生活用具の給付により利便が図られる方	1割 (T字杖を除く)	シルバーカー、防水シート T字杖(無料)	生活保護・市民税非課税世帯等に属する方
特殊寝台のレンタル(P,61)	65歳以上で介護保険法に基づく特殊寝台の給付を受けることができない方のうち、特殊寝台の利用が必要と認められる方	月700円	特殊寝台を貸与します。	—
寝具乾燥・丸洗い、水洗い(P,62)	65歳以上の寝たきり又はそれに準ずる状態で「要介護3」以上の認定を受けた方	無料	月1回の寝具の乾燥と年1回の寝具の丸洗いもしくは水洗いを行います。	—
住宅改修費の助成(P,65)	※この制度の利用をご検討の方は、必ず、事前に各地区の包括支援センターへご相談ください。 住宅改修をしなければ、在宅生活が著しく困難だと認められ、住宅の改修により、在宅生活を維持することができる65歳以上の方	1割	設備改修の費用を助成します。 浴槽の取替え 流し、洗面台の取替え 便器の洋式化	生活保護・市民税非課税世帯等に属する方
家具転倒防止器具等取付(P,66)	65歳以上のひとりぐらし及び65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方	無料	タンス、食器棚、本棚等の家具を家屋の柱、壁等に固定します。(器具と取付け補助材は実費)	—